

久留倍官衙遺跡整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、国指定史跡久留倍官衙遺跡の整備のために設置する久留倍官衙遺跡整備検討委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 久留倍官衙遺跡整備事業に係る基本設計、実施設計及び施工に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、整備事業に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員8名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門的知識の有識者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

3 特別の事項を調査検討するために必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査検討が終了したときは、解任するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

3 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期については、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。